

令和6年2月19日

可児市長 富田 成輝 様

可児市上下水道事業経営審議会
会長 丸山 恭司



可児市水道事業の適正な料金について（答申）

令和5年12月22日付け水料第68号により当審議会に諮問された「可児市水道事業の適正な料金（料金算定期間 令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間）」について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

記

I 答申内容

水道料金については、現行の料金（税抜き）を適正料金とし、据え置くことが適当である。

2 答申に至った理由

- (1) 可児市は受水全量を岐阜県から購入しており、支出に占める受水費の割合が高いが、漏水箇所の調査と管路の修繕工事などにより高い有収率を維持し、経費削減に取り組んでいる。
- (2) 今後、給水人口の減少により更なる使用水量の減少、それに伴う水道料金収入の減少が見込まれる中、水道施設の耐震化対策、老朽化への対策には、計画的かつ現実的な投資が必要である。
- (3) 令和5年3月に改訂された「可児市水道整備基本計画」を基に、維持管理費に日銀の目指している継続的な物価上昇率2%を考慮して推計した場合でも、今後、推計通りに進めば、ある程度の期間（10年以上）は内部留保資金の残高を保ちつつ、必要な投資が続けられるという見込みである。
- (4) 令和5年12月の国立社会保障・人口問題研究所発表の「地域別将来推計人口」を用いて試算しても、今後の5年間においては水道料金収入、県水受水費用の収支に大きな差はない見込まれる。
- (5) 物価高騰等による家庭への影響を考慮して、水道料金まで値上げする見方は現実的でない見方もある。

以上のことから、今後5年間については、ある程度の収益的収支の黒字を維持し、必要な投資事業も行えると判断し、水道料金は据え置くこととする。

3 附帯意見

- (1) 今後も、より一層の経費削減等への努力を図られたい。
- (2) 今後の給水人口の推移、物価等の変動を考慮しながら、定期的な計画の見直しを実施されたい。
- (3) 県営水道の経営状況を注視し、受水市町で協力して県水受水費の値下げの可能性を追求されたい。
- (4) 災害を目の当たりにし、ライフラインへの投資の重要性を再認識している。
- (5) この先も安全・安心な水道水を供給するために投資事業を継続実施していくには、値上げの可能性もあると認識している。

付 屬 資 料

資料 1 可児市上下水道事業経営審議会委員名簿

資料 2 可児市上下水道事業経営審議会の開催状況

資料 3 質問書（写）

資料 4 可児市上下水道事業経営審議会条例

可児市上下水道事業経営審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	選任区分
会長	まるやま やすし 丸山 恭司	愛知工業大学経営学部 教授	学識経験を有する者
副会長	おおすぎ もりへい 大杉 守平	可児市自治連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	あおやま ふみこ 青山 文子	可児市社会福祉協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	いわい さとこ 岩井 里子	可児市健友連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	おくむら ゆみこ 奥村 由美子	可児市民生委員児童委員連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	かかむ まもる 各務 守	名古屋税理士会多治見支部	学識経験を有する者
委員	かねこ よしふみ 金子 佳史	一般社団法人可児青年会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	かわさき あいや 川崎 愛彩	女性市民委員	その他市長が必要と認める者
委員	こにし すみこ 小西 澄子	可児商工会議所女性会	公共的団体等の役員又は職員
委員	たかはし じゅん 高橋 淳	協同組合岐阜県可児工業団地管理センター	公共的団体等の役員又は職員
委員	まえだ のぶひさ 前田 伸寿	可児商工会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	まえだ やすし 前田 靖	可児市P.T.A連合会	公共的団体等の役員又は職員

可児市上下水道事業経営審議会の開催状況

令和5年度 第1回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和5年11月13日（月）午後6時00分から午後7時10分まで
- ・場 所 可児市総合会館4階 第1会議室
- ・出席者 委員9人（欠席3人）、事務局9人
- ・内 容 可児市水道事業の適正な料金（令和6年度以降の5年間）に係る諮問の予告、
令和4年度可児市水道事業決算状況の説明

令和5年度 第2回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和5年12月22日（金）午後6時00分から午後7時15分まで
- ・場 所 可児市総合会館2階会議室
- ・出席者 委員8人（欠席4人）、事務局9人
- ・内 容 諮問書の交付、水道事業の現状説明、水道事業中長期収支計画の説明、
水道事業の適正な料金（令和6年度から令和10年度の5年間）の検討

令和5年度 第3回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和6年1月24日（水）午後2時00分から午後3時00分まで
- ・場 所 可児市役所4階 第1会議室
- ・出席者 委員10人（欠席2人）、事務局9人
- ・内 容 水道事業の適正な料金（令和6年度から令和10年度の5年間）の検討（継続）、
答申内容の方向性の検討

令和5年度 第4回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和6年2月15日（木）午後2時00分から午後3時00分まで
- ・場 所 可児市役所4階 第3会議室
- ・出席者 委員10人（欠席2人）、事務局10人
- ・内 容 答申内容のまとめ、令和6年度可児市水道事業予算の概要説明
可児市水道事業経営戦略（案）の説明

写

資料 3

水料第 68 号
令和 5 年 12 月 22 日

可児市上下水道事業経営審議会
会長 丸山 恒司 様

可児市長 富田 成輝



諮詢書

可児市水道事業の適正な料金（料金算定期間 令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度の 5 年間）について諮詢しますので、貴審議会のご意見を賜りますようお願いします。

○可児市上下水道事業経営審議会条例

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関し必要な調査及び審議を行うため、可児市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(可児市水道料金審議会条例の廃止)

2 可児市水道料金審議会条例（昭和 62 年可児市条例第 23 号）は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。